# 学都松本寺子屋事業 寺子屋先生・寺子屋サポーター 応募要領

## 1 趣旨

学都松本寺子屋事業とは、学校や家庭以外の居場所で、教員OB (現職教員も可)、学生、子どもを応援したい人などが子どもに豊かな学びの機会を提供し、子どもの学習習慣の定着や学習意欲・学力・自己肯定感等の向上を通して、地域の大人が子どもたちを支える仕組みを作っていくものです。

#### 2 寺子屋先生・寺子屋サポーターとは

寺子屋先生・寺子屋サポーターとは、学都松本寺子屋事業において子どもたちに勉強 を教える学習支援者のことをいいます。

【寺子屋先生】:教員免許を有する方又は有していた方

【寺子屋サポーター】: 教員免許を有していた経験がない方

### 3 応募資格

寺子屋先生や寺子屋サポーターとして、平日の夕方~夜、土日の昼間など寺子屋事業 を実施する団体の実施日・実施時間に参加できること。

#### 4 応募方法

応募申込書(様式1)に氏名、生年月日、住所、連絡先、応募動機等を記入し、メール、 郵送等で教育政策課に提出してください。※応募締切日は設けません。

#### 5 選考方法

応募申込書による応募資格の確認後、面接を実施します。

#### 6 その他

- (1) 選考結果は、ご本人に通知します。
- (2) 選考後、学習支援者のスキルアップ研修を実施しますので、ご参加ください。
- (3) 活動内容は、学習支援が中心となりますが、具体的な支援内容は実施団体とご相談ください。

#### 7 お問い合わせ

松本市教育委員会教育政策課 担当:湯本、伊藤

〒390-0874 松本市大手3-8-13

電話(0263)33-3980 FAX(0263)33-3934

E-mail somu@city.matsumoto.lg.jp